

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊 藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 令和8年度真空式温水発生機等点検及び整備
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和8年8月27日（木）10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。（FAX可）
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年8月25日（火）必着。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話 (053) 472-1111 内線 7060 FAX (053) 472-7735

担当 鈴木

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6－81
1 適用範囲 (1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。 (2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。 (3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。 2 一般事項 (1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。 (2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。 (3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。 (4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。 (5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。 (6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。 3 発生材の取り扱い (1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。 (2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。 4 検査等 役務特記仕様書による。 5 基地内における規程事項 (1) 注意事項 ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。 イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。 ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。 エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。 オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。 カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。 なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。 キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。 ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。 ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。		

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 8 年 7 月 2 4 日
	仕様書番号	施設役務 8 - 6 3

- 1 件名
令和 8 年度真空式温水発生機等点検及び整備
- 2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、令和 8 年度真空式温水発生機等点検及び整備について適用する。
なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。
- 3 履行場所
航空自衛隊浜松基地（別図のとおり。）
- 4 履行期限
令和 9 年 3 月 3 1 日
- 5 引用図書及び各種関連法規等
次に示す、引用図書及び各種関連法規は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。
引用図書
建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 6 役務内容
真空式温水発生機等の点検及び整備を実施する。
 - (1) 点検
 - ア 内容（細部は別表第 1 のとおり。）
 - （ア）温熱原機器の点検
 - （イ）オイルポンプの点検
 - （ウ）送風機の点検
 - イ 対象の機器
別表第 2 のとおり。
 - (2) 整備
 - ア 内容（細部は別表第 3 のとおり。）
 - （ア）バーナーの分解整備
 - （イ）ばい煙濃度計の整備
 - （ウ）温熱原機器の整備
 - イ 対象機器
別表第 4 のとおり。

(3) 点検及び整備終了後作業完了報告書を提出する。

7 作業終了確認

作業が終了し、終了検査前までに使用する必要がある場合、監督官又は主任監督官が契約相手方の立ち会いのもと、作業終了確認を実施し、一時的に使用可とする。

8 検査等

完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

(ア) 特記仕様書に示す作業が完了していること。

(イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ウ) 是正等があった場合、その全ての是正が終了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

9 その他

燃え殻については、官側に引き渡すものとする。

10 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前 までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7		作業計画書	その都度	1	任意
8		使用材料納品書又は出荷証明書		1	定型
9	※	打合せ書		1	
10		発生材報告及び発生材調書		1	任意
11		産業廃棄物管理票（A、B 2、D 及び E 票）の写し		1	
12	●	役務写真		1	定型
13	●	完成（完了）通知書	完了後	1	
14		時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書1部（写し可）を添付すること。

注記3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の可否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

適用	書類名	提出期限	部数	様式
●	作業完了報告書	完了後	1	任意

点検内容

1 温熱源機器の点検

点検項目		点検内容
基礎・固定部		1 亀裂、沈下等の有無を点検する。 2 ボルトの緩みの有無を点検する。
外観の状況	本体	汚れ及び燃焼ガスの漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。
	保温材	脱落、損傷等の有無を点検する。
内部の状況	燃焼室・伝熱面	1 清掃のうえ、過熱、腐食、水漏れ等の有無を点検する。 2 真空式の場合は、真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 3 燃焼ガス漏れの有無を点検する。 4 運転時に水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。
	熱交換器	1 接続部の水漏れの有無を点検する。 2 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 3 逃し弁を分解清掃し腐食、損傷等の有無を点検する。
	煙道・煙突	1 割れ、腐食等及び雨水の浸入の有無を点検する。 2 排ガスの漏れの有無を点検する。 3 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。
付属品	抽気装置(真空式のものに限る。)	1 作動の良否を点検する。 2 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷の有無を点検する。 3 弁の損傷及び詰まりの有無を点検する。 4 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。 5 抽気ブローの良否を点検する。
	制御安全装置	1 温度調節器の作動の良否を点検する。 2 真空式の場合は、溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。 3 真空式の場合は、抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。 4 無圧式の場合は、低水位スイッチの作動の良否を点検する。

点検項目		点検内容
燃 焼 装 置	バーナー	1 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃する。 2 点火及び消火の良否を点検する。 3 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 4 ノズル、ディフューザー及びバーナータイル等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。
	電極棒	異物の付着及び腐食の有無を点検する。
	ストレーナー	漏れの有無を点検する。
	電磁弁及び油圧計	作動の良否を点検する。
	火炎検出器	1 火炎検出器を取外して検出器の汚れ、焼損及び亀裂等の有無を点検する。 2 検出部の装着及び接触の良否を点検する。
	燃料遮断弁	1 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを確認する。 2 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。
	地震感知器	温水発生機運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することを確認する。
	操作盤	1 盤内機器の取付状態の良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。 2 端子の変色、さび及び汚れの有無を点検する。 3 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無を点検する。 4 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。 5 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。

2 オイルポンプの点検

項 目	点検内容
基礎・固定部	1 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 2 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。
外観の状況	1 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。 2 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 3 芯出しの良否を点検する。 4 ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。 5 軸封の漏水状態を点検する。 6 設置の状況を確認する。
電動機	1 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 2 回転方向が正しいことを確認する。 3 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 4 運転電流が定格値以下であることを確認する。

3 送風機の点検

項 目	点検内容
基礎・固定部	1 亀裂、沈下等の有無を点検する。 2 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 3 防振材の破損等の有無を点検する。
外観の状況	1 設置の状況を確認する。 2 汚れの有無を点検する。 3 腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。
電動機	1 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 2 回転方向が正しいことを確認する。 3 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 4 運転電流が、定格値以下であることを確認する。
軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。
羽根車	1 汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 2 ボルトの緩みの有無を点検する。 3 ケーシング等に接触していないことを確認する。
運転調整	1 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2 運転電流が定格値以下であることを確認する。

点検対象機器一覧表

履行場所	機器名	伝熱面積	加熱能力	数量
00176	真空式温水発生機 荏原GEC-16ES-WH-A	3.4m ²	186KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
00190	真空式温水発生機 日本サーモエナークFL-800BH	13.5m ²	930KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10003	真空式温水発生機 昭和SV-3004A-HH	7.4m ²	349KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10558	真空式温水発生機 タクマKSL-800BH	13.9m ²	844KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10560	真空式温水発生機 昭和SV-1004A-WH	3.85m ²	105KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10563	真空式温水発生機 ヒラカワガイダムVEC-40HIPY-WH-A	7.9m ²	465KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台

履行場所	機器名	伝熱面積	加熱能力	数量
10564	無圧式温水発生機 昭和SNW-3004A	6.6m ²	349KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10706	無圧式温水発生機 昭和SNW-2502A	3.9m ²	236KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
10710	無圧式温水発生機 昭和SNT-2503A	3.9m ²	279KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台
洗機施設	無圧式温水発生機 前田RM0-F400A-H6-N-H	8.0m ²	465KW	1基
	オイルポンプ	—	—	1台
	送風機	—	—	1台

整備内容一覧表

1 バーナーの分解整備

整備項目	整備内容
バーナーの分解	1 バーナーチップ、ディフューザー、点火電極をバーナー本体から取り外し、異常の有無を点検する。 2 バーナーチップの整備については、柔らかい布等で、燃料噴射面に傷を付けないようにカーボン等の付着物の除去を行う。 3 ディフューザー及び点火電極の整備については、付着したカーボン等の全てを除去する。 4 整備終了後のディフューザー及び点火電極の取付位置については、各温水発生器製造メーカーが指定した位置に取り付ける。

2 ばい煙濃度計の整備

整備項目	整備内容
ばい煙濃度計	1 投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無を点検する。 2 光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整を行う。

3 温熱源機器の整備

整備項目	整備内容
熱交換器の整備	熱交換器の接続部を外し、コイル内部の温水等による汚れを洗浄し除去する。
煙突・煙道の整備	煙突・煙道内部のすすを清掃し除去する。
オイルストレーナーの整備	ストレーナー本体からメッシュを取り外し、重油等の汚れを清掃し除去する。

整備対象機器一覧表

1 バーナー分解整備

建物番号	温水発生機名称	機種名称	バーナー 整備基数
00176	真空式温水発生機	荏原 GEC-16ES-WH-A	1 基
00190		日本サーモエナー KFL-800BH	1 基
10003		昭和 SV-3004A-HH	1 基
10558		タクマ KSL-800BH	1 基
10560		昭和 SV-1004A-WH	1 基
10563		ヒラカワガイダム VEC-40HIPY-WH-A	1 基
10564	無圧式温水発生機	昭和 SNW-3004A	1 基
10706		昭和 SNW-2502A	1 基
10710		昭和 SNT-2503A	1 基
洗機施設		前田 RMO-F400A-H6-N-H	1 基
合計			1 0 基

2 ばい煙濃度計の整備

建物番号	温水発生機名称	機種名称	ばい煙濃度計設置数
00176	真空式温水発生機	荏原 GEC-16ES-WH-A	1 箇所
00190		日本サーモエナー KFL-800BH	1 箇所
10003		昭和 SV-3004A-HH	1 箇所
10558		タクマ KSL-800BH	1 箇所
10560		昭和 SV-1004A-WH	1 箇所
10563		ヒラカワガイダム VEC-40HIPY-WH-A	1 箇所
10564	無圧式温水発生機	昭和 SNW-3004A	1 箇所
10706		昭和 SNW-2502A	1 箇所
10710	無圧式温水発生機	昭和 SNT-2503A	1 箇所
合計			9 箇所

3 温熱源機器の整備

建物番号	温水発生機名称	機種名称	整備基数
00176	真空式温水発生機	荏原 GEC-16ES-WH-A	1 基
00190		日本サーモエナー KFL-800BH	1 基
10003		昭和 SV-3004A-HH	1 基
10558		タクマ KSL-800BH	1 基
10560		昭和 SV-1004A-WH	1 基
10563		ヒラカワガイダム VEC-40HIPY-WH-A	1 基
10564	無圧式温水発生機	昭和 SNW-3004A	1 基
10706		昭和 SNW-2502A	1 基
10710		昭和 SNT-2503A	1 基
洗機施設		前田 RMO-F400A-H6-N-H	1 基
合計			1 0 基

